

寝屋川市事務分掌条例の一部改正

1 改正理由

市長の権限に属する事務を分掌させる内部組織について、2軸化構想において、重点的に取組を進めるエリア及び方向性の整理に見通しがついたことを踏まえ、市域全体のリノベーションを一体的に進めていく観点から、「2軸化事業本部」、「まちづくり推進部」及び「都市基盤整備部」の再編を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 設置（第1条関係）

現行の「2軸化事業本部」、「まちづくり推進部」及び「都市基盤整備部」を再編し、『都市デザイン部』及び『都市管理部』を設置する。

(2) 事務分掌（第2条関係）

『都市デザイン部』及び『都市管理部』の分掌事務を次のとおりとする。

都市デザイン部

- ア 2軸のまちづくりの基本的な計画及び総合調整に関すること。
- イ 都市計画に関すること。
- ウ まちづくりの推進に関すること。
- エ 商工業及び農業の振興に関すること。
- オ 公共施設等の再編整備に関すること。
- カ 住宅に関すること。
- キ 住環境の整備に関すること。
- ク 公園及び緑化に関すること。

都市管理部

- ア 道路、橋りょうその他土木に関すること。
- イ 連続立体交差事業に関すること。
- ウ 交通政策に関すること。
- エ 建築指導及び開発指導に関すること。
- オ 建築及び営繕に関すること。

- カ 河川及び水路に関すること。
- キ 浸水対策に関すること。

(3) 附則

施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市事務分掌条例

No.1

改正案	現行
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織を置く。 (1)～(10) (略) (11) <u>都市デザイン部</u> (12) <u>都市管理部</u> (13) <u>都市基盤整備部</u> (削る) (事務分掌) 第2条 前条の内部組織において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 経営企画部～こども部 (略) <u>都市デザイン部</u> (1) <u>2軸のまちづくりの基本的な計画及び総合調整に関すること。</u> (2) <u>都市計画に関すること。</u> (3) <u>まちづくりの推進に関すること。</u> (4) <u>商工業及び農業の振興に関すること。</u> (5) <u>公共施設等の再編整備に関すること。</u> (6) <u>住宅に関すること。</u> (7) <u>住環境の整備に関すること。</u> (8) <u>公園及び緑化に関すること。</u>	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織を置く。 (1)～(10) (略) (11) <u>2軸化事業本部</u> (12) <u>まちづくり推進部</u> (13) <u>都市基盤整備部</u> (事務分掌) 第2条 前条の内部組織において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 経営企画部～こども部 (略) <u>2軸化事業本部</u> (1) <u>2軸のまちづくりの基本的な計画及び総合調整に関すること。</u> (2) <u>都市計画に関すること。</u>

改 正 案	現 行
都市管理部 (1) <u>道路、橋りょうその他土木に関すること。</u> (2) <u>連続立体交差事業に関すること。</u> (3) <u>交通政策に関すること。</u> (4) <u>建築指導及び開発指導に関すること。</u> (5) <u>建築及び営繕に関すること。</u> (6) <u>河川及び水路に関すること。</u> (7) <u>浸水対策に関すること。</u> (削る)	まちづくり推進部 (1) <u>まちづくりの推進に関すること。</u> (2) <u>住宅に関すること。</u> (3) <u>住環境の整備に関すること。</u> (4) <u>交通政策に関すること。</u> (5) <u>商工業及び農業の振興に関すること。</u> 都市基盤整備部 (1) <u>道路、橋りょうその他土木に関すること。</u> (2) <u>連続立体交差事業に関すること。</u> (3) <u>建築指導及び開発指導に関すること。</u> (4) <u>公園及び緑化に関すること。</u> (5) <u>建築及び営繕に関すること。</u> (6) <u>河川及び水路に関すること。</u> (7) <u>浸水対策に関すること。</u>
附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	